

令和8年3月5日

# 第1回片品村議会会議録

利根郡片品村

# 令和8年第1回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和8年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第14号 第5次片品村総合計画の策定について
- 日程第18 議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第18号 指定管理者の指定について

日程第22	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第23	同意第1号	片品村副村長の選任について
日程第24	同意第2号	片品村教育委員会教育長の任命について
日程第25	同意第3号	片品村教育委員会教育委員の任命について
日程第26	同意第4号	片品村農業委員会委員の選任について
日程第27	議案第19号	令和7年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
日程第28	議案第20号	令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第29	議案第21号	令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第30	議案第22号	令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程第31	議案第23号	令和7年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第32	議案第24号	令和7年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第33	議案第25号	令和8年度片品村一般会計予算について
日程第34	議案第26号	令和8年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第35	議案第27号	令和8年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第36	議案第28号	令和8年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第37	議案第29号	令和8年度片品村簡易水道事業会計予算について
日程第38	議案第30号	令和8年度片品村下水道事業会計予算について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5	議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第6	議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定について
日程第7	議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

			改正する条例について
日程第 9	議案第 6 号	特別職の職員で非常勤のもの	の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 7 号	片品村パートタイム会計年度任用職員	の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 8 号	特別職の職員で常勤のもの	の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 9 号	片品村職員の給与に関する条例等	の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 10 号	片品村フルタイム会計年度任用職員	の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 11 号	片品村福祉医療費の支給に関する条例	の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 12 号	片品村小口資金融資促進条例の一部	を改正する条例について
日程第 16	議案第 13 号	片品村保育所のあり方検討委員会設置条例	を廃止する条例について
日程第 17	議案第 14 号	第 5 次片品村総合計画の策定について	
日程第 18	議案第 15 号	片品村過疎地域持続的発展計画の策定について	
日程第 19	議案第 16 号	指定管理者の指定について	
日程第 20	議案第 17 号	指定管理者の指定について	
日程第 21	議案第 18 号	指定管理者の指定について	
			(日程第 19 から日程第 21 まで一括上程)
日程第 22	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	
日程第 23	同意第 1 号	片品村副村長の選任について	
日程第 24	同意第 2 号	片品村教育委員会教育長の任命について	
日程第 25	同意第 3 号	片品村教育委員会教育委員の任命について	
日程第 26	同意第 4 号	片品村農業委員会委員の選任について	
日程第 27	議案第 19 号	令和 7 年度片品村一般会計補正予算 (第 6 号)	について
日程第 28	議案第 20 号	令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	について
日程第 29	議案第 21 号	令和 7 年度片品村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	について
日程第 30	議案第 22 号	令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	について
日程第 31	議案第 23 号	令和 7 年度片品村簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)	について

- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
（日程第 2 7 から日程第 3 2 まで一括上程）
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 令和 8 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 令和 8 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 令和 8 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 令和 8 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 令和 8 年度片品村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 令和 8 年度片品村下水道事業会計予算について  
（日程第 3 3 から日程第 3 8 まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 8 年 3 月 5 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	( 出席 )
第 2 番	小柳 紀一	( 出席 )
第 3 番	萩原 和典	( 出席 )
第 4 番	高山 悦夫	( 出席 )
第 5 番	狩野 孝夫	( 出席 )
第 6 番	北澤 佳子	( 出席 )
第 7 番	星野 吉弥	( 出席 )
第 8 番	千明 勉	( 出席 )
第 9 番	後藤 眞平	( 出席 )
第 1 0 番	萩原 正信	( 出席 )
第 1 1 番	星野 栄二	( 出席 )
第 1 2 番	飯塚 美明	( 出席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村	長	梅	澤	志	洋							
教	育	長	萩	原	明	富						
総	務	課	長	大	竹	篤	保					
住	民	課	長	須	藤	錦	作					
保	健	福	祉	課	長	鎚	木	勲				
農	林	建	設	課	長	戸	丸	幸	生			
むら	づ	く	り	観	光	課	長	星	野	一	忠	
教	育	委	員	会	事	務	局	長	萩	原	一	彰
会	計	管	理	者	深	見	ま	み				

事務局職員出席者

---

事	務	局	長	小	林	由	里
主	査	狩	野	真	里	恵	

議長（高山悦夫君） ただいまから、令和8年第1回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高山悦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 千明勉君及び9番  
後藤眞平君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（高山悦夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（高山悦夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定によ  
り、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第4、議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 鏑木勲君。

保健福祉課長（鏑木 勲君） 保健福祉課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第5、議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 鎚木勲君。

保健福祉課長（鎚木 勲君） 保健福祉課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定について

**議長（高山悦夫君）** 日程第6、議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

2018年の道の駅・尾瀬かたしなの開業後、役場庁舎周辺も道の駅利用者等の観光客で賑わうようになりましたが、施設と駐車場の手狭感や施設の機能強化、拡大などが指摘されており、また役場庁舎をはじめとする公共施設の老朽化や時代のニーズの変化などにより、再整備の検討も必要であることから、鎌田エリアの再整備について一体的に調査、検討する必要があるため、検討委員会の設置について条例の制定をお願いするものでござ

います。

附則につきましては、施行期日を定めるもので令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**7番（星野吉弥君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 7番。

**7番（星野吉弥君）** 7番。

4条、5条の関係で、執行部に確認をお願いしたいんですけど。特にこの提案に反対する意思はありませんが、2月25日開催の全協等の中でも概略の説明がありました。その中で、組織の中に、4条にあるように、委員会の委員は18名以内で構成する、そういった中で、私もこの委員の内訳をざっくりと見させてもらいました。

そうしますと、推測では女性が入らないような気がしました。そういった中で、大事な問題でありますし、複数名の女性委員も含めた中でざくばらんな将来に向けた検討が図れるように、執行部の再検討をお願いをします。

さらに、第5条の中で、委員の任期は本委員会が解散するまでとあります。大まか、この解散するまでとは、要は、取りまとめができるということですが、どのぐらいの期間を要した中で取りまとめをする考えか、その辺の執行部の見解をお願いします。

以上。

**議長（高山悦夫君）** 発言が終わりました。

これに対して、答弁をお願いします。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長、暫時休憩をお願いします。

**議長（高山悦夫君）** 暫時休憩。

午前10時23分

午前10時25分

**議長（高山悦夫君）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長（高山悦夫君） 村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 星野吉弥議員の質問にお答えをさせていただきます。

検討委員会ですが、今のところ、未来構想委員会の中で女性が入っておりますので、その中にとりうふうには考えています。また、その他、村長が適当と認める者、最大2名とありますので、その中で検討して入れていきたいなというふうに考えております。

なお、期間につきましては、これからいろんな場合がありますので、今のところ期間を定めているところではございませんけれども、大まかな計画が終わったという段階と申しますか、計画ができた段階でというふうなことを今のところはじっくり考えているというようなところがございますので、今のところ、ちょっと期間に関しては申し上げられないというところがございます。

以上でございます。

議長（高山悦夫君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

そういったことで、この案の中には、その他、村長が適当と認める者が最大2名ということが入っています。ぜひとも、活気のある女性を選任をし、登用してほしいと思います。以上です。

議長（高山悦夫君） 質疑が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 鎌田エリア再整備事業検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第7、議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル規制改革の一括法により、行政手続法が改正されたため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第15条に定める公示の方法による通知について、電子的表示を閲覧することができる状態に置く措置を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和8年5月21日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第8、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、村議会議員の期末手当の支給率の改定をする

ため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日に定めるもので公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（高山悦夫君）** 日程第9、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、別表に鎌田エリア再整備事業検討委員会委員の報酬「日額8,000円」の追加をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第10 議案第7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（高山悦夫君）** 日程第10、議案第7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の改定をするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉

手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長(高山悦夫君)** 日程第11、議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(高山悦夫君)** 村長。

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(高山悦夫君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

**議長（高山悦夫君）** 日程第12、議案第9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、職員の通勤手当の改定、給料表の改定、宿日直手当の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定など、勧告に対応する条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございま

す。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（高山悦夫君）** 日程第13、議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、フルタイム会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

## について

**議長（高山悦夫君）** 日程第14、議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル庁が開発したPMH（Public Medical Hub）の実施に伴い、福祉医療費の受給資格の認定に関する情報を、マイナンバーカードを利用して医療機関へ提供する方法を追加したため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるものであり、令和8年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

**議長(高山悦夫君)** 日程第15、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(高山悦夫君)** 村長。

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として、融資の借換制度を引き続き1年間利用できるように、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行期日を令和8年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(高山悦夫君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例について

**議長（高山悦夫君）** 日程第16、議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（高山悦夫君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

本条例につきましても、村内保育所の統合が完了したことにより、その目的が達成されましたので、条例の廃止をお願いするものでございます。

附則につきましても、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。  
これから、議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第13号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第14号 第5次片品村総合計画の策定について

議長（高山悦夫君） 日程第17、議案第14号 第5次片品村総合計画の策定についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第14号 第5次片品村総合計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

片品村議会の議決すべき事件を定める条例により、片品村における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、目指すべき将来像を「伝統と革新が融合する 永遠の輝きを放つ村尾瀬の郷・かたしな」とした第5次片品村総合計画を策定したので、議決をお願いするものでございます。

基本となる計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和12年度までの5年間の前期計画期間として位置づけ、今後5年間の総合的な行政運営の基本とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第14号 第5次片品村総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 第5次片品村総合計画の策定については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18 議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について

**議長（高山悦夫君）** 日程第18、議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、現行の計画が令和7年度をもって終了するため、次期片品村過疎地域持続的発展計画を策定したので、議決をお願いするものでございます。

次期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、本計画に基づき自律的な地域社会を見据えた過疎対策を実行し、本村ならではの特色を活かした持続的な発展を図るために策定する計画です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について

日程第20 議案第17号 指定管理者の指定について

日程第21 議案第18号 指定管理者の指定について

議長（高山悦夫君） 日程第19、議案第16号 指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第18号 指定管理者の指定についてまでの、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第16号から議案第18号の指定管理者の指定について、一括して提案の説明を申し上げます。

議案第16号、「花の駅・片品」、「道の駅・尾瀬かたしな」、「寄居山温泉センター」、「片品村営スノーパル・オグナほたか」及び「片品村営武尊牧場観光施設」については、片品村振興公社株式会社を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き同社を指定管理者の候補として協議を進めてまいりました。

片品村振興公社株式会社につきましては、新たな観光戦略や総合的なマネジメントによる活性化を図り、公の施設を設置した目的を効果的に達成しており、地元地域からの信頼もあることから、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第17号、「片品村並木運動広場」、「片品村戸倉地区公園」、「片品村尾瀬ぷらり館」及び「戸倉運動広場」については、戸倉区を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、戸倉区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第18号、「片品村住民センター」及び「尾瀬大橋公園」については、鎌田区を指定管理者としてお願いしていますが、3月末で期間満了となるため、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、鎌田区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

以上、3議案について、一括説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第16号 指定管理者の指定について、討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第16号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号 指定管理者の指定について、討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、議案第17号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号 指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高山悦夫君） 日程第22、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

これは、令和7年度片品村一般会計補正予算（第5号）を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億839万7,000円にお願いするものでござい

ます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額であります。歳出につきましては、総務費の増額であります。

補正の内容についてですが、衆議院が解散され、衆議院議員選挙に関連する費用について、速やかに執行する必要がある、予算の措置を行ったものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（高山悦夫君）** これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高山悦夫君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 同意第1号 片品村副村長の選任について

**議長（高山悦夫君）** 日程第23、同意第1号 片品村副村長の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村副村長の選任について、提案の説明を申し上げます。

令和7年12月31日で任期満了となった前副村長の後任に桑原信一氏をお願いするものであります。

桑原信一氏は、人格及び地方自治に関する知識や見識を持ち合わせており、適任者であると思います。これまでの経験を生かし、片品村の発展のために貢献してくれるものと確信をしておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村副村長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村副村長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第24 同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命について

議長（高山悦夫君） 日程第24、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会教育長、萩原明富氏の任期が令和8年3月31日に満了になるため、星野文隆氏に教育委員会教育長をお願いするものであります。

星野文隆氏は、人格及び教育に関する知識や見識を持ち合わせており、適任者であると思います。これまでの経験を生かし、片品村の発展のために貢献してくれるものと確信しておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第25 同意第3号 片品村教育委員会教育委員の任命について

議長（高山悦夫君） 日程第25、同意第3号 片品村教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第3号 片品村教育委員会教育委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会教育委員、星野幸一氏の任期が令和8年3月31日に満了となるため、吉野香織氏に教育委員をお願いするものであります。

吉野香織氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村教育委員会教育委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村教育委員会教育委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第26 同意第4号 片品村農業委員会委員の選任について

**議長(高山悦夫君)** 日程第26、同意第4号 片品村農業委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(高山悦夫君)** 村長。

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

同意第4号 片品村農業委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

現片品村農業委員の任期が令和8年5月16日に満了となるため、団体からのご推薦をいただいております星野武常氏、星野圭妃子氏、永井啓之氏、星信弘氏、入澤正次郎氏、星野恵美子氏、松浦文男氏、原澤俊男氏を片品村農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、委員の任期につきましては、同法第10条第1項の規定により、令和8年5月17日から3年となっております。いずれの方も農業に識見があり、それぞれの地域のリーダーとして活躍されており、農業委員として適任と考えますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長(高山悦夫君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高山悦夫君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) これで討論を終わります。

これから、同意第4号 片品村農業委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 片品村農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第27 議案第19号 令和7年度片品村一般会計補正予算(第6号)について

日程第28 議案第20号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第29 議案第21号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第30 議案第22号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第31 議案第23号 令和7年度片品村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第32 議案第24号 令和7年度片品村下水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(高山悦夫君) 日程第27、議案第19号 令和7年度片品村一般会計補正予算(第6号)についてから日程第32、議案第24号 令和7年度片品村下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第19号から議案第24号までの令和7年度片品村一般会計及び各特別会計並びに各事業会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第19号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億406万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,246万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税及び村税の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び教育費の増額、民生費、農林水産業費及び衛生費の減額であります。

主な補正の内容は、庁舎及び学校給食センター建設に向けた基金積立金及び物価高対応子育て応援手当の計上、その他各種事業の完了に伴う調整等であります。

繰越明許費につきましては、戸籍附票旧氏記載に伴う戸籍附票システム改修業務委託費ほか5件でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第20号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,898万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億704万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国民保険税の増額、県支出金及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第21号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,255万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,453万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第22号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、

提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ557万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,556万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第23号 令和7年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、営業外収益として50万1,000円を減額計上するものです。

収益的支出につきましては、営業費用として67万4,000円を減額計上するものです。

資本的支出につきましては、基金繰入支出として10万円を増額計上するものです。

また、職員給与費につきましては、給与改定等に伴い67万4,000円減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第24号 令和7年度片品村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的支出につきましては、営業費用として65万円を増額計上するものです。

資本的支出につきましては、建設改良費として修繕料30万8,000円増額計上するものです。

また、職員給与費につきましては、給与改定に伴い、4万円の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 議案第19号から議案第24号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

日程第33 議案第25号 令和8年度片品村一般会計予算について

日程第34 議案第26号 令和8年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第35 議案第27号 令和8年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第36 議案第28号 令和8年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第37 議案第29号 令和8年度片品村簡易水道事業会計予算について

日程第38 議案第30号 令和8年度片品村下水道事業会計予算について

議長（高山悦夫君） 日程第33、議案第25号 令和8年度片品村一般会計予算についてから、日程第38、議案第30号 令和8年度片品村下水道事業会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第25号から議案第30号までの令和8年度片品村一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第25号 令和8年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,200万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると5,000万円、1.18%の増額であります。

令和8年度の主要事業といたしましては、地域通貨「おぜだっペイ」を使ったキャンペーン事業を引き続き実施し、利用額に対する通年還元キャンペーンの実施など、地域通貨をさらに活用した事業を展開し、地域経済の支援を行います。また、行政サービスのデジタル化を進め、業務の効率化、村民の利便性向上を図ります。

観光の面では、フォトスポットモニュメントを作成し、その写真をSNSに投稿することで、話題性や集客効果を向上させます。

子育て・教育面においては、保育所の給食について主食を含めた完全無料化を引き続き行い、異物混入や外部からの虫等の侵入を防ぎ学校給食の安全性を確保するため、学校給食衛生管理基準に沿った給食センターの調理室等を改修いたします。

中学生の海外派遣事業につきましては、外国の文化や自然、社会に触れ、現地学生との交流を行い、国際性豊かな生徒の育成と友好親善を図るため、引き続き実施いたします。

農業振興においては、有害鳥獣に関する予算を増額し、LINEを利用した村民からの有害鳥獣出没の情報収集や熊出没の情報提供ができるようなシステムを構築します。

林業関係では、ぐんま緑の県民基金や森林環境譲与税を活用した森林整備や林業支援の事業を実施します。

住民が安心して暮らしていくためのインフラ整備として、橋梁長寿命化計画に沿い、橋長15メートル以上の橋梁点検を実施し、各地区からの要望事項についても広く実施できるように計画的に事業を進めてまいります。

また、穴沢水源施設の老朽化に伴う水源改修や、下水道事業法で定められている下水道事業計画の全体計画見直し及び事業計画の変更を行います。

日々、目まぐるしく変化する社会情勢の中ではありますが、本村では、今を生きる世代、これからの担う世代など各世代の方に向け、ソフト面からハード面まで幅広く予算措置を行いました。

厳しい予算の中ではありますが、ふるさと納税の更なる充実を図るなど、自主財源の確保に努めるとともに、村民の声に耳を傾けながら、これからも健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第26号 令和8年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,797万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第27号 令和8年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,784万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第28号 令和8年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,298万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第29号 令和8年度片品村簡易水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億2,150万7,000円、収益的支出は1億2,257万4,000円、資本的収入は3,027万2,000円で、資本的支出は3,897万2,000

円でございます。

なお、一般会計繰入金は2,527万3,000円を予定しており、3条予算に1,700万1,000円を計上し、4条予算に827万2,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 令和8年度片品村下水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は2億2,183万円、収益的支出は2億2,183万円、資本的収入は1,605万3,000円で、資本的支出は3,477万円でございます。

なお、一般会計繰入金は1億1,244万2,000円を予定しており、3条予算に9,738万9,000円、4条予算に1,505万3,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高山悦夫君）** 議案第25号から議案第30号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長（高山悦夫君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会します。ありがとうございました。

午前11時21分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 高 山 悦 夫

片品村議会議員 千 明 勉

片品村議会議員 後 藤 眞 平